

「かながわ食の安全・安心 意見・提案書」整理表(平成26年度分)

食の安全・安心の確保に関する県の施策にお寄せいただいた意見や提案を検討し、まとめました。
(1名 1件)

整理番号	区分	意見等の概要	検討結果	反映状況
1-1	食品衛生	中国からの不法入国者(不法残留者)または食品テロを行う組織などにより、毒生産物・毒製造物の食品が輸入されているおそれがある。	平成26年8月6日に開催された「日中食品安全推進イニシアチブに基づく実務者レベル協議」の中で、「中国からの対日輸出食品は、中国国家質量監督検疫検疫総局(AQSIQ)により、輸出相手国の基準に適合するよう管理が行われている。」旨の説明がされています。 また、食品の輸入時には、厚生労働省の検疫所が輸入者の届け出に基づき厳密な書類審査を行うとともに、輸出国や食品の種類等に応じて検査を実施しています。これらの審査・検査により、違反が確認された場合には、当該食品の「積戻し」や「廃棄」等の厳しい措置を講じることで、水際での安全確保を図っています。 さらに、輸入食品が国内に流通してからは、本県を含めた都道府県等において、食品衛生法に基づき、抜き取り検査や表示の点検を行っています。万一、違反が発見された場合には、「販売禁止」や「回収」等の措置を講じています。	D

区 分	反映状況
A	施策に反映する又はすでに実施している
B	今後の施策等の参考とする
C	施策に反映できない
D	その他